

## — 目 次 —

- 2020 年 1 月の税務
- 補助金・助成金を賢く使って会社の力に！
- 年末年始休業のお知らせ
- 令和 2 年より適用  
給与所得控除と基礎控除の変更点

いつもお世話になっております。

年の瀬も間近になって参りました。  
今年も一年、ありがとうございました。どうぞよいお年をお迎え下さい。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## 2020 年 1 月の税務

1/10

●前年 12 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付(年 2 回納付の特例適用者は前年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付)

1/31

●支払調書の提出

●源泉徴収票の交付

●固定資産税の償却資産に関する申告

●11 月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>

●2 月、5 月、8 月、11 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

●5 月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)

●消費税の年税額が 400 万円超の 2 月、5 月、8 月決算法人の 3 月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>

●消費税の年税額が 4,800 万円超の 10 月、11 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告(9 月決算法人は 2 か月分)<消費税・地方消費税>

●給与支払報告書の提出

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出

○個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 4 期分)

税 理 士

漆 畑 邦 裕

〒420-0868  
静岡市葵区宮ヶ崎町 85-7

TEL : 054(252)9303  
FAX : 054(270)6692



## ＜税務/会計トピックス＞

## 補助金・助成金を賢く使って会社の力に！

## ◆補助金と助成金の基本的な違い

企業が受ける補助金や助成金は企業運営にとって、資金調達手段として欠かせないものですが、補助金と助成金には違いがあります。

## ①給付金の出どころの違い

補助金と助成金はお金の出どころが違います。補助金は経済産業省・中小企業庁が実施する国庫からの給付金ですが、助成金はそれ以外の省庁や自治体等が実施する給付金で、よく耳にするのは厚労省の雇用関連の助成金でしょう。間違えて補助金と呼ばれる助成金もあるようです。

## ②事業投資と人材投資の違い

補助金は基本的に事業への投資ですから経済産業省に対する事業計画・収支計画書を出します。投資を受けた後5年間は倒産なく、事業が成長できる事業内容と収支計画がそろっている必要があります。補助金は企業に対する金銭的救済措置ではなく、投資家（経済産業省）向けの計画ですから儲かっていることが審査で加点されますが、赤字であれば減点されます。一般的には直近2期が黒字で債務超過でないことが条件とされています。給付が最高1千万円ぐらいで助成金より高額なのが大きな違いです。

助成金は厚労省であれば雇用環境・雇用条件の改善や社員教育等人材への投資が目的で、「労働者」に対して何か施策を行う、というのが特徴です。金額は数十万円といったものが多いようです。

## ③補助金の採択率・補助率とは

助成金は予算がある限り条件がそろえばほぼ100%支給されますが、補助金の採択率は平均35%くらいといわれています。東京都の企業からの申請書のレベルが高いので地方の企業が不利にならないよう東京都は採択率が地方より低くなる措置が講じられています。地震、津波、大雨の被災地の都道府県は特例で採択率が高くなります。補助金の補助率は対象経費の1/2、2/3となっています。対象経費は公募要領で定められています（消費税は除く）。

## ④採択方法の違い

補助金は申請後審査、採点をし、点数の高い方から採択され、助成金は申請後の審査の後受付順で採択されます。補助金でもIT導入補助金や軽減税率対策補助金は先着順です。補助金は採択後対象経費を支払い、実施報告提出後清算払いされます。

年末年始休業のお知らせ

恐れ入りますが、

**令和元年12月28日(土)～令和2年1月5日(日)**は

年末年始の休業とさせていただきます

令和元年1月6日(月)より通常営業いたします。

よろしくお祈りいたします。



## 令和2年より適用 給与所得控除と基礎控除の変更点

### ◆給与収入 850 万円までは変化無し

令和2年より、給与所得控除と基礎控除が変更となります。内容としては基本的に、(1)基礎控除は10万円引き上げる(2)給与所得控除は10万円引き下げるとなっています。

しかし、給与所得控除は改正により「給与収入が従来1,000万円だった限度額が850万円以上で上限」となりますので、給与収入が850万円以上の方には増税となります。

なお、23歳未満の扶養親族がいる子育て世帯や、特別障害者を扶養している世帯に関しては、従来の給与所得控除より10万円下げると留まるように「所得金額調整控除」を創設して、基礎控除の10万円上昇と併せて、給与収入が850万円を超える人でも、負担が増えないような措置が取られています。



### ◆所得が多い人にはさらに増税に

基礎控除は、合計所得金額によって減少・消失するようになります。

合計所得金額が2,400万円以下であれば、令和元年までの額より10万円アップの48万円、2,400万円超～2,450万円までは32万円、2,450万円超～2,500万円までは16万円、2,500万円超は0円となります。基礎控除の減少・消失に関しては子育て世帯や特別障害者を扶養している世帯であっても、所得金額調整控除は行われません。

令和2年の給与所得控除の最大額は195万円ですから、給与のみの方の場合、収入が2,595万円以上であると、基礎控除の減少・消失の影響で増税となります

### ◆公的年金等控除も同様の措置

給与所得控除と同様、令和2年より公的年金等控除も基本10万円の引き下げですが、公的年金等収入1,000万円の控除額195.5万円が上限となります。また、公的年金以外の所得が1000万円超ある場合はさらに10万円の引き下げ、2,000万円超ある場合は20万円の引き下げが行われます。



### ◆給与と公的年金が両方ある場合の措置

給与収入と、公的年金等収入の両方がある方の場合、合計20万円の控除額の減少とならないように、「所得金額調整控除」によって、10万円を給与所得の金額から控除するようになります。